

(仮称) 葛飾区子ども・子育て支援事業計画の概要について

1 趣旨

- ◆ すべての区市町村及び都道府県は、国が定める「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づき教育・保育等に係る給付や地域子ども・子育て支援事業を実施する。
- ◆ 市町村子ども・子育て支援事業計画には、区市町村が定める区域ごとに、5年間（平成27～31年度）の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を記載する。（子ども・子育て支援法第61条）
- ◆ 「量の見込み」は、幼児期の教育・保育・子ども・子育て支援事業に関する区内の保護者の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。
→「利用希望」を的確に把握するため、区内の保護者に対して「ニーズ調査」を平成25年10月頃に実施する予定である。
- ◆ 事業計画の策定、点検、評価、見直しにあたっては、子ども・子育て会議の意見を聴き、その意見を反映させながら進めていく。

2 ニーズ調査

(1) 調査対象者

- ・調査対象者は、主に就学前の子ども（0～5歳）の保護者とする。
- ・ただし、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）については、就学前の5歳以上の子どもの保護者を基本とする。

(2) 調査方法

- ・標本数は、約6,000件とし、住所地ごとに一定件数の調査対象者を無作為で抽出する。
- ・抽出した調査対象者あてに、調査票を郵送し、同封の返信用封筒にて回収する。

(3) 主な調査項目

- ・教育・保育事業の利用状況と利用希望について
- ・地域の子育て支援事業の利用状況と利用希望について
- ・保護者の現在の就労状況や今後の就労希望（時期・就労形態等）
- ・小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前の5歳以上の保護者のみ回答）など

(4) 調査票イメージ

別紙1を参照のこと

3 記載イメージ【内閣府「基本指針の主な記載事項(計画作成指針関係)」から一部引用】

〇市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

★ 保育・教育施設及地域型保育事業

(イメージ)

	1年目			2年目			3年目			
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

★ 地域子ども・子育て支援事業

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

4 策定スケジュール(現時点での想定)



* 国の新制度施行までのスケジュール資料をもとに作成。